

保護者各位

行方市教育委員会

## 令和6年度 行方市公立幼稚園入園児募集のお知らせ

令和6年度行方市公立幼稚園の園児を、下記要項のとおり募集いたします。入園を希望する方は、同封の「入園申込書」、  
「支給認定申請書」に必要事項を記入し、入園を希望する幼稚園又は学校教育課へ提出してください。

### 記

#### 令和6年度 行方市公立幼稚園園児募集要項

##### 幼稚園の教育目標

幼稚園では、幼児の自発性・好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄り添った教育を展開し  
「生きる力の基礎」と「非認知的能力」を育みます。さらに、子どもの「育ちと学び」をつなぐため、「卒園までに目  
指す子ども像」を設定し、小学校へのスムーズな移行に取り組みます。

※非認知的能力とは…目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など、  
IQや学力試験などで測れない内面の力

#### 1 行方市公立幼稚園について

幼稚園名	通園区域	所在地	電話番号	R5年度在園児数	
				4歳児	5歳児
麻生幼稚園	麻生地区	行方市麻生1147番地1	0299-72-0530	10	18
北浦幼稚園	北浦地区	行方市繁昌212番地	0291-35-2038	6	5
玉造幼稚園	玉造地区	行方市玉造甲4175番地	0299-55-0281	10	11

#### 2 応募資格

行方市に住所を有している幼児

- ・4歳児（平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）
- ・5歳児（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）

※現時点で、保育園・認定こども園等に在園している園児への公立幼稚園の入園を勧めるものではありません。  
情報としてご覧ください。

#### 3 提出書類

- (1) 入園申込書
- (2) 支給認定申請書「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」（1号認定）  
※保護者の皆様の申請に基づき審査し、市が『支給認定証』の交付を行います。
- (3) 父母の令和5年度の市町村民税 課税（非課税）証明書（令和5年1月2日以降に行方市に転入された方）

#### 個人番号(マイナンバー)をご記入いただきます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」の施行により、社会保障の手続きにおいて個人番号（以下、マイナンバーという）の記載が必要となりました。それに伴い国の子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正され、平成28年1月1日以降の支給認定申請書については、マイナンバーの記載が必要になりました。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載（保護者及び入園希望幼児、世帯員）をお願いいたします。また提出方法により、次のとおりマイナンバー及び本人確認を行うこととなりましたので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

## ■入園を希望する幼稚園へ提出する場合や学校教育課へ直接提出する場合

保護者(父母)及び入園希望児のマイナンバーカードを持参提示いただき、確認させていただきます。

ただし、マイナンバー通知カードの場合は、本人確認のため保護者(父母)の運転免許証、パスポート等又は保険証を持参提示していただく必要があります。

## ■郵送で学校教育課へ提出する場合

学校教育課へお問い合わせください。

## 4 申込み受付

受付期間 令和5年10月16日(月)～11月6日(月)

※土・日・祝日は除く

※園行事によって不在となる場合があります。

受付時間 【幼稚園】午前7時30分～午後5時

【学校教育課】午前8時30分～午後5時

申込み先 入園を希望する幼稚園又は学校教育課

## 5 費用等(授業料)

利用者負担額(授業料)

無償(令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました)

教材費等諸経費

実費負担

通園送迎費

片道利用:月1,500円 往復利用:月3,000円

※タクシーでの送迎(預かり保育利用者は利用できません)

給食費

月額:3,800円(主食費900円、副食費2,900円)

※年収が360万円未満相当世帯の園児と、4歳児から小学校3年生までの間に第1子がいる世帯の第3子の園児の給食費は、副食費が免除され、主食費のみ徴収します。該当者のみ入園後に通知します。

## 6 教育時間と預かり保育

教育時間

午前8時30分～午後3時

預かり保育

①朝の預かり保育 午前7時30分～午前8時30分

②降園後保育エンゼル 午後3時～午後6時

③長期休業中(夏休み、冬休み、春休み) 午前7時30分～午後6時

→申込先:①は各幼稚園、②③はこども福祉課

■預かり保育の無償化対象者:教育・保育1号認定を受けて幼稚園等に通園し、かつ、就労等の事由により、保育が必要な方。該当する方が預かり保育を利用する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請を行い、「新2号認定」を受けます。

申請方法

幼稚園へ申請(入園説明会で資料を配付します。)

利用料

月7日以下の利用の場合:日額100円

月8日以上の利用の場合:月額1,000円

※「子育てのための施設等利用給付認定」(「新2号認定」)を受けた方は、1日450円まで(利用日数に応じて最大月額11,300円までの範囲で)預かり保育の利用料が無償化されます。

## 7 入園許可について

令和6年1月末頃、各幼稚園で実施する入園説明会で「入園許可書」をお渡しします。

入園説明会は、申し込みの際、各園からお知らせがあります。

## 8 入園に関する問い合わせ

行方市立麻生幼稚園(72-0530)、行方市立北浦幼稚園(35-2038)、行方市立玉造幼稚園(55-0281)

行方市教育委員会学校教育課 〒311-1792 行方市山田2564-10 TEL0291-35-2111(内線266)

## 9 行方市公立幼稚園のあり方について

少子化の進展や保護者の就労状況の変化により、公立幼稚園の入園児が減少傾向にあること、更に幼児教育の無償化により、幼児期の教育・保育に係る地方の財政負担の増加などの社会的背景を踏まえ、公立幼稚園の適正配置に関する方針を策定し、「行方市公立幼稚園のあり方について（方針）」を令和3年4月に公表しました。

公立幼稚園の入園児が減少傾向にある一方、地元の公立幼稚園を希望する保護者のニーズが一定程度あること、待機児童を出さないこと、社会性や生きる力の基礎を培うという幼児期の教育目標達成のための集団として、2クラス合わせて10人以上になることが望ましいと判断し、適正な園数にするため、次の休園基準を設けました。

### ◎休園基準

■次の2つの基準に該当した園について、翌年度の園児募集をしない

- ① 2年連続で新入園児が5人未満
- ② 2学年（4歳児・5歳児）合わせて10人未満

■新入園児が0人の場合は、翌年度の園児募集はしない

■在園児が不在となった時点で休園とする  
詳細は、行方市ホームページをご覧ください。

[https://www.city.namegata.ibaraki.jp/sys/public/data/doc/1618364956\\_0.pdf](https://www.city.namegata.ibaraki.jp/sys/public/data/doc/1618364956_0.pdf)

## 10 体験入園

各幼稚園において次の期日に体験入園を実施します。

実施日時 令和5年10月25日（水） 9:50～11:00

※上記日程で参加できない場合は各幼稚園にご相談ください。

申込み 入園を希望する幼稚園に電話または直接

申込締切 令和5年10月18日（水）

その他 参加する場合は次の物を持参してください。

- ・健康観察表（同封の用紙に記入）
- ・保険料 100円（ケガ・事故等のため）
- ・上履き（親子とも）
- ・水筒（水分補給のため）
- ・マスク（感染症対策のため着用をお願いします。）

